

秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例の  
一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例の一部を別紙  
のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 7 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合  
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市職員の旅費制度の改正に準じて、本組合の組合長及び副組合長の旅費  
制度を見直すため、改正するものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 号

秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例の  
一部を改正する条例

秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例（昭和36年  
秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条中「別表第2に定める額を旅費として」を「旅費を」に改め、同条に  
次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費は、一般職の職員に支給する旅費の例によ  
る。

第4条を削る。

別表第1を別表とし、別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第3号 秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧												
<p>(給料の額等)</p> <p>第2条 組合長等の給料の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2 - 5 (略)</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 組合長等が職務を行うため出張した場合には、<u>旅費</u>を支給する。</p> <p><u>2 前項の規定により支給する旅費は、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p><u>別表</u> (第2条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>(給料の額等)</p> <p>第2条 組合長等の給料の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 - 5 (略)</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 組合長等が職務を行うため出張した場合には、<u>別表第2</u>に定める額を旅費として支給する。</p> <p><u>(旅費の支給方法)</u></p> <p>第4条 <u>旅費の支給方法については、秦野市特別職職員に対する旅費支給の例による。</u></p> <p><u>別表第1</u> (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>別表第2</u> (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">鉄道賃</th> <th style="text-align: center;">船賃</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">車賃</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 (1泊につき)</th> <th style="text-align: center;">食卓料 (1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運賃の等級 が区分され</td> <td style="text-align: center;">運賃の等級 が区分され</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)	運賃の等級 が区分され	運賃の等級 が区分され	実費	実費	13,000円	1,800円
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)								
運賃の等級 が区分され	運賃の等級 が区分され	実費	実費	13,000円	1,800円								

<u>ている場合</u>	<u>ている場合</u>			
<u>1等の運賃、運賃の等級を設けない線路で</u>	<u>1等の運賃、運賃の等級を設けない船舶で</u>			
<u>特別車両料金を徴する</u>	<u>特別船室料金を徴する</u>			
<u>客車を運行している場合</u>	<u>ものを運行している場合</u>			
<u>運賃のほか特別車両料金</u>	<u>運賃のほか特別船室料金</u>			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。